

この契約締結前交付書面は2013年1月1日(H25.1.1)現在のものであります。

上限金利付コモディティ連動型 外貨定期預金＜仕組み預金＞ 「エコのチカラ」

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。また、商品説明書を兼ねております。)

本預金ご契約に当たっては、この書面を十分にお読みください。

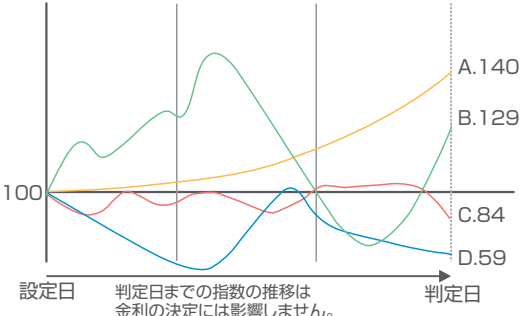
- 上限金利付コモディティ連動型外貨定期預金＜仕組み預金＞「エコのチカラ」は、4つのコモディティ指数(※1)の変動率(※2)によって判定日(※3)に上限金利と下限金利の間で金利が決まる外貨建ての定期預金です。
- 本預金には、為替相場の変動により、お受け取り額が円ベースで元本割れとなるリスクがあります。
- 原則、お客さまからの中途解約はできません。また、預り口(※4)としてお預りする期間も中途解約はできません。ただし、例外的に当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、違約金の発生等によりお客さまのお受け取り額が元本を割り込むリスクがあります。
- 中途解約の必要のない余裕資金でお預け入れください。

- 本預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初の外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 外貨を円にする際(引き出し時)は為替手数料(1オーストラリアドルあたり1円)がかかります(お引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTBLレートを適用いたします)。したがって、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初の外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 原則、お客さまからの中途解約はできません。また、預り口としてお預りする期間も中途解約はできません。ただし、例外的に当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金として自動的に引き落とします。
この場合、結果として元本割れが生じます。
- 本預金のご契約の最終判断は必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。

(商号・住所) 株式会社東京スター銀行 東京都港区赤坂二丁目3番5号

■ 商品の概要

商 品 名	上限金利付コモディティ連動型外貨定期預金＜仕組み預金＞「エコのチカラ」
商 品 概 要	4つのコモディティ指数の変動率により判定日に上限金利と下限金利の間で金利が決まる外貨建ての期間の定めのある外貨建て預金(外貨定期預金)です。
預 金 保 険	預金保険の対象外です。
ご利用いただける方	スターワン口座を保有される、国内居住の個人のお客さま 店頭:原則満20歳以上かつ満期時年齢が満85歳未満 (預け入れ時の年齢が満80歳以上のお客さまは、原則ご家族にご同席いただきます。)
受 付 チ ャ ネ ル	店頭

募 集 期 間	原則、毎月最終営業日の2営業日前から翌月最終営業日の3営業日前までお申し込みを受け付けます。詳しくは店頭へお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。なお、募集中であっても、市場環境等の急変により取り扱いを中止する場合があります。この場合、すでにお申し込みをされた場合の預り金は当行所定の金利を適用して計算した利息を付したうえスターワン口座の預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金へお返しします。
預 り 口 (※4)	預け入れ日から設定日までで預り口として当行所定の金利を適用します。 設定日に元本のみ本定期に振り替え、預り口の利息はスターワン口座の預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金に入金します。
設 定 日	原則、募集期間終了月の最終営業日です。ただし、東京、ロンドン、ニューヨーク、シドニーの銀行休業日の場合はその翌営業日とします。詳しくは店頭またはテレホンバンクにお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。
コモディティ価格の決定	コモディティ価格は設定日に決定します。ただし、シカゴ商品取引所、ニューヨーク商品取引所、ロンドン金属取引所のいずれかが休場の場合は、設定日より前で、かつ、設定日に最も近いそれら全取引所が営業する営業日とします。また、対象コモディティの価格が何らかの理由(取引不可能など)により算出されないときには、翌営業日に当行が妥当と思われる価格を決定し、本預金の金利決定時に使用することがあります。
取 り 扱 い 時 間	店 頭：9:00～17:00(募集期間の最終営業日は15:00まで受け付け) *店舗により営業時間が異なります。
預 け 入 れ 期 間	1年
預 け 入 れ (1) 預け入れ方法	一括預け入れのみの取り扱いです。預り口への預け入れはスターワン口座の円普通預金または預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金から振り替えます。その後、設定日に預り口から振り替えます。 *外貨現金およびトラベラースチェックによる預け入れはできません。また、為替予約の取り扱いはありません。
(2) 最低預け入れ金額・ 預 け 入 れ 単 位	外貨金額で10,000通貨単位以上 1補助通貨単位
(3) 預 け 入 れ 通 貨	オーストラリアドル
満 期 日 の 取 り 扱 い	満期受取方式のみの取り扱いです(自動継続の取り扱いはありません)。満期日以降は、その時点におけるスターワン口座の預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金金利を適用します。 *満期応当日が東京、ロンドン、ニューヨーク、シドニーの銀行休業日の場合、その翌営業日を満期日とします。
払 い 戻 し 方 法	満期日に一括してスターワン口座の預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金に払い戻します。 *外貨現金およびトラベラースチェックによるお引き出しはできません。また、為替予約の取扱いはありません。
利 息 (1) 適 用 金 利	<p>適用金利は判定日まで確定しません。本預金はデリバティブを内包した預金です。 本預金の条件設定には、組成コストが含まれています。</p> <p>【金利決定の仕組み】 金利は各コモディティ指数の変動を反映し、以下の計算により算出します。 1. 4つのコモディティ指数について、それぞれ設定日から判定日までの変動率を測定します。 2. 各コモディティ指数の変動率を合計した数値を4で割ることにより、各コモディティ指数の変動率の平均(年率平均変動率)を算出します。 3. 年率平均変動率が当行が募集時に定める上限金利を上回る場合には、上限金利を適用金利とします。 4. 年率平均変動率が当行が募集時に定める下限金利を下回る場合には、下限金利を適用金利とします。 5. 年率平均変動率が下限金利以上、上限金利以下の数値である場合、年率平均変動率を適用金利とします。したがって、満期日までお預け入れいただいた場合、外貨建てでの預金額が元本割れすることはありません。金利の決定については判定日以降に店頭へお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。</p> <p>(※2) 変動率とは、判定日時点における、各コモディティ指数の設定日からの上昇率または下落率をパーセント(%)表示したものをいいます。 (※3) 判定日は、原則満期日の5営業日前。ただし、シカゴ商品取引所、ニューヨーク商品取引所、ロンドン金属取引所のいずれかが休場の場合は、判定日より前で、かつ、判定日に最も近いそれら全取引所が営業する営業日とします。また、対象コモディティの価格が何らかの理由(取引不可能など)により算出されないときには、翌営業日に当行が妥当と思われる価格を決定し、本預金の金利決定時に使用することがあります。</p> <p>【効果】(メリットとデメリット) 各コモディティ指数の実績が高い場合は、通常の同一通貨定期預金よりも高い金利が得られます。また、これらの実績が極端に低い結果となっても下限金利が保証されています。 一方、各コモディティ指数の実績が極端に高くとも適用金利が上限金利を上回ることはありません。下限金利が適用される場合は、通常の同一通貨定期預金よりも低い金利が適用される可能性があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>各コモディティ指数が右表のとおり変動したときの金利計算例 (上限金利 年利4.0% 下限金利 年利 2.0%の場合)</p> <p>金利は、設定日を指数の基準(100)として、判定日にどれだけ変動したかで決定します。指数(例)A.B.C.D.の上昇率(下落率)の判定日における増減幅の合計を4で割った数値が年率平均変動率となります。この例の場合は、年率平均変動率は3.0%となり、適用金利も3.0%(税引前)となります。</p> $2.0\% \leq \left\{ \frac{40+29+(-16)+(-41)}{4} \right\} \leq 4.0\%$ </div>  <p>(2) 上 限 金 利 ・ 下 限 金 利</p> <p>(3) 利 払 い 方 法</p> <p>(4) 利 息 計 算 方 法</p> <p>(5) 税 金</p> <p>募集回ごとに決定。 現在の金利については店頭へお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。 満期日に一括してお支払いします。 付利単位を1補助通貨単位として、1年を365日とした日割計算です。 利子所得は源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。なお国税のうち0.315%分は復興特別所得税の導入によるものです。 本預金はマル優の対象外です。</p>

コモディティ指数(※1)	<p>本預金の金利は4つのコモディティ指数に連動しており、各コモディティ指数は下記対象コモディティにより決定されます。各コモディティ指数は、 $\frac{\text{判定日の対象コモディティの価格}}{\text{設定日の対象コモディティの価格}} \times 100$ によって計算されます。</p> <p>対象コモディティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■とうもろこし(シカゴ商品取引所 とうもろこし 期近先物価格) http://www.cmegroup.com/trading/agricultural/grain-and-oilseed/corn_quotes_globex.html ■砂糖(ニューヨーク商品取引所 砂糖 期近先物価格) https://www.theice.com/homepage.jhtml ■アルミニウム(ロンドン金属取引所 アルミニウム決済価格) http://www.lme.co.uk/aluminium.asp ■ニッケル(ロンドン金属取引所 ニッケル決済価格) http://www.lme.co.uk/nickel.asp
コモディティに関するリスク	<p>本預金の金利は設定日および判定日の対象コモディティの価格により決定します。対象コモディティの価格は、天候、国内外の政治・経済・金融、金利・為替、対象コモディティの取引量等様々な要因によって変動し、それらは予測不可能です。対象コモディティの市場での取引停止など市場の混乱によっても対象コモディティの価格は下落することがあります。過去の対象コモディティの実績は将来の価格の動向を示すものではありません。また、当初設定したコモディティ指数の算出根拠となるコモディティが何らかの理由により存続しない、取引が不可能となる等の特殊事態が発生した場合、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が選定する異なるコモディティ等をもってこれに代えるものとします。また、この場合当行所定の計算により判定日についても当初とは異なる可能性があります。</p>
中途解約について	<p>原則、お客さまからの中途解約はできません。また、預り口としてお預りする期間も中途解約ができません。</p> <p>ただし、例外的に当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金として自動的に引き落とします(本手続きでは、お客さまに支払請求書のご提出をいただくことはございません)。</p> <p>この場合、結果として元本割れが生じます。</p> <p>【中途解約の計算】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中途解約された場合、利息は付されません。 2. 中途解約に応じる場合、当行は預け入れ元本をスターワン口座の預け入れ通貨と同一通貨の外貨普通預金に入金いたします。 3. 違約金は上記の入金後ただちに引き落とします。 4. お客さまの中途解約処理日における最終的なお受け取り額は以下のようになります。 $\text{中途解約処理日におけるお受け取り額} = \text{預け入れ元本} - \text{違約金}$ <p>*中途解約のお手続きにはお時間がかかります。ご了承ください。</p> <p>【例外的に中途解約に応じる場合、次の事由に限りです。】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 預金者につき相続の開始があったとき。 (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。 (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。 (4) 前記(1)から(3)までのほか、当行が中途解約をやむを得ないものと認めたとき。

<p>違約金の計算について</p>	<p>違約金は、本預金に内包されるデリバティブ取引の解約精算金により発生します。</p> <p>解約精算金は、中途解約日から満期日までの本預金の再構築額およびこれに伴う諸費用として当行所定の計算により算出されるものであり、再構築額および諸費用は、算出時点での対象コモディティの現状、先物価格の下落および金利の上昇などを要因として増大します。</p> <p><違約金計算例> コモディティ価格すべてが30.0%下落し、かつ1年物金利が2.0%上昇した場合に6.0%程度（例えば預け入れ元本が300万円の場合、18万円程度の違約金になります）の違約金がかかると想定されます。 *観測期間を2002年7月1日～2012年6月30日の間として、合理的に取得できるデータをもとに、当行が最悪の場合と想定する前提条件に基づき算定しています。</p> <p>そのため、違約金は時間の経過、対象コモディティおよび金利等の市場実勢により計算例を上回る可能性があります。その他の関連諸事情が大きく変動した場合等で、違約金が上記以上の水準になる可能性もあります。</p>
<p>その他留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金通帳および預金証書は発行しません。お取り引き内容はスターワン口座取引明細書にてご確認ください。 ● 為替差益は雑所得として、確定申告による総合課税の対象です。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得・退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。
<p>付加できる特約事項</p>	<p>ありません。</p>
<p>当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 ● 連絡先 全国銀行協会相談室 ● 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<p>ありません。</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>店頭までお問い合わせください。 当行ホームページ上 (http://www.tokyostarbank.co.jp/) に金利情報等、本預金に関する情報を掲載しております。</p>

本預金の預金残高に応じて当行は環境団体に一定割合の寄付を行います。なお、本預金と下記団体とは何ら関連はございません。また事情により下記団体への寄付ができなくなった場合には、当行が選定する他の団体に寄付を行うこととします。

寄付金額 本預金の残高の年率0.1%に相当する額を当行が寄付いたします。(お客様のご負担はございません。)

寄付団体 名称 :公益社団法人日本環境教育フォーラムURL :<http://www.jeef.or.jp>

【外貨預金に関わる手数料および適用相場】

<p>手 数 料</p>	<p>①お預け入れ (円普通預金からのお振り替え) 手数料はかかりません。 ②お引き出し (円普通預金へのお振り替え) スターワン外貨普通預金と同様の取り扱いです。 ③外貨送金 (1) 海外の銀行向けのご送金 送金手数料6,000円がかかります。 (2) 国内の銀行向けのご送金 送金手数料4,000円がかかります。 (3) 被仕向け送金 外貨送金の受け取り手数料は無料です。ただし、経由銀行から手数料請求があった場合は、他行手数料を差し引いた金額で口座へ入金させていただきます。 *別途手数料がかかる場合があります。</p>
<p>適 用 相 場</p>	<p>①お預け入れ (円普通預金からのお振り替え) 換算相場は当行が発表するTTS (お客様が円から外貨に換えるレート) から為替手数料 (1オーストラリアドルあたり1円) を差し引いた為替相場を適用します。 500万円超の取り引きにおける換算相場は市場相場を参考に当行が取り引きの都度決定します。 ②お引き出し (円普通預金へのお振り替え) スターワン外貨普通預金と同様の取り扱いです。 5万通貨単位超の取り引きにおける換算相場は市場相場を参考に当行が取り引きの都度決定します。</p>

平成25年1月1日現在